

各界の見解や意見

として昭和三十二年四月農  
家を法人会社にしたことに  
始りますが、徳島県税務署  
は農地法第三条の規定は土  
地の所有権その他の権利は  
知事農業委員会の許可を受  
けなければ効力を発しない  
ことになっている。

①果樹は立木として独立し  
た経済価値を有しなく、  
果実生産の原動力となる  
土地とは一体をなすもの  
である。

②農業企業会社は立木の出  
資をうけ、その生産をする  
場合必然的に果樹類の

人は農地法違反であつて設立しても実益がないと言つてゐる。

これに對して有識者の意見は（東北農地主事通報資料から）

この会社はみかんの立木を出資して設立しているが立木だけでは生産できなく当然土地も出資の対象となるか、農地法第三条の許可がないので農地法違反であるとして例年どおりの課税をしたことによつて全国的問題となつた。

これについて農林省、有識者、農業団体の考え方がそれぞれ次のようになって

肥培管理をなさない限り有限会社社の定款で定める事業目的たる果実類の生産販売事業は営めない。

③ 農業会社が生産販売の事業を営むとすれば果樹の定着している土地の所有者との間に所有権、地上権、賃借権、使用貸借権等の設定移転の行為が発生する、その権利の設定については農地法第三条

①最近農業法人化問題が社会の注目をひいているが、個々の農家がその経営を会社や農協などの法人の経営に移すことが農業法人化である。

この種の法人経営は、商業などでは現にやつて税金も安くなり、経営も合

①

国民年金制度はいよいよこの十一月一日から発足することになったが、このころ民生課国民年金係には毎日のように照会やら質問が殺到している。

答へ役場に備へ付けてある所定の用紙に戸籍抄本、住民票の謄本その他の証明書を添へて役場に出して下さい。くわしいことは役場の係で教えることになつて

答〓役場に備え付けてある所定の用紙に戸籍抄本、住民票の謄本その他の証明書を添えて役場に出して下さい。くわしいことは役場の係で教えることになっています。受付けは現在はいりません。

問と回答の要旨であるが、これを今後、回を追つて紙上に紹介することとした。  
(民生課国民年会係 杉淵主事補)

問Ⅱ年金を受けるにはどんな手続きが必要ですか。

答Ⅱ十一月から始めるそうですが、福祉年金はいつでもらえるのでしょうか。

問Ⅲ来年の三月に、ことしの十一月と二月までの四ヵ月分をまとめて支給することにになります。

②税金軽減対策としての農業法人化については一考されるのであるが、農業経営の合理化、農地集団化、農民生活の向上と言う点からして法人化には賛成である。

③現行農地法がある以上農業法人化には賛成できない、農地改革によって不在地主がなくなり、ようやく小作農が自作農家として一人前となり、自主的に経営しようとする時

出現には問題があるが、農業経営の合理化、農民の生活向上が考えられるなら賛成である。

⑤ 法人化によつて不在地主不耕作地主の発生、小作料統制のみだれ、農地法第二十條の規定による小作地の取上げも法人の名のもとに横行する恐れがあるので現段階においては賛成できない。

全国農業會議所では農地法は自作農主義の建前をつているので現行農地法では法人には土地の所有権その他の權利を設定できないが、農業共同化による経営の合理化、農地の集團化、農地の高度利用、農民生活の向上という農民の利益のためになることが明かであるのにならざるを得ない。

農地法の範圍内で農業法人化は推進すべきであるとしてゐる。

農民の利益のためには農地法の一部改正も必要であるとしてゐる。

全国農業會議會長会では札幌において農業法人の私案を發表して農業法人化の立法を農林省にせまつてゐる。

霜柱のひどいとき、新播の放草では、鎮圧のとき的重要領で牧草ふみを行い、引き抜かれるのを防ぐようにしましう。この場合土が乾いてから行います。

次に牧草の冬枯れを防ぎ来年の育ちをよくするためには十月中頃までに刈取りを終り、草丈を十五センチ以上にして冬を迎えることはやめて早目に追肥をして

牧草地の手入れ

が理想的です。

普通の草地では十月一ぱい特に生育のよい草地では十一月月上旬が刈取りの限界う。

おきましよう。

追肥をやる場合は掃除刈うを行つてからにしましよ

続々できる  
納税貯蓄組合

④ 其行爲は、自作農主を  
をとつてゐるので法人化  
が認められないとの意見  
もあるが自作農主義は現  
代に於いて最適であるか  
と云ふことである。

町では納税者の皆さんにとつて最も有利な方法として納税貯蓄組合の結成を進めておりますが、この程次の四納税貯蓄組合の誕生を見ました。

▽鍛冶町納税貯蓄組合

幡福松、畠山長七郎、畠山為五郎、松橋利吉、計二十名  
▽道城クラブ納税貯蓄組合  
組合長 今泉重次郎  
副組合長 今泉儀一郎  
水稲 十和田、藤坂五号  
初錦、オバコ早生、鳥海  
農林十七号、信交一九〇  
号、改良信交一九〇号、  
農林四十一号、彦太郎モ  
チ、コガネモチ

委員長に佐藤氏

町教育委員  
会では去る  
五日午後一  
時から役場  
会議室で会  
議を開き、  
任期満了の  
委員長に新  
たに佐藤

一郎委員を満場一致で互選した。

また委員長職務代理者には藤島栄治委員が選任された。(写真Ⅱ佐藤新委員長)

▽道城第一納税貯蓄組合

蔵、成田東蔵、木村友之助、成田尚一、成田道哉、木村信一、成田豊治、木村福治、木村富一郎、成田迪、計十三名

且合長 嶋山 嶋公

**小林勇藏、計九名**

▽羽立部落納税貯蓄組合  
組 合 長 藤岡 茂雄

組合員Ⅱ藤岡照一、藤岡勝蔵、藤岡稔、藤岡俊一、藤岡吉郎、藤岡米蔵、藤岡了太郎

**選管委員会開く**

町選挙管理委員会では去る二十一日午後一時から役場会議室で委員会を開き、次のことがらについて協議した。

採種圃產種子分譲

希望者は実践班長へ

農作物の増収を図るには  
先ずよい種子を選ぶこと  
です。ことしも採種の時期  
となつたが町経済課では水  
稲大豆の採種圃産種子の希  
望をとりまとめております  
から各部落実践班長へ至急  
込んで下さい。

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| ▽取まとめ期日  | 十一月十日まで                      |
| ▽売渡し価格   | 水稲一升 約七〇円の見込<br>大豆一升 約七五円の見込 |
| ▽取まとめ品種名 |                              |

|                                                                                                                                              |                               |                    |                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------------------------------|
| の運動と予想以上の成果を<br>おさめ去る七日に募金目標<br>額一〇〇%（一三、九二〇<br>円）を完成した木戸石部落<br>をトップに二十日現在目標<br>額を達成した部落十カ所に<br>なり運動期間中の月末には<br>町目標額を完成の見込とな<br>り関係者を感激させている | ▽休憩時間<br>午後零時十五分から同四<br>十五分まで | ▽期 間<br>十一月一日～二月末日 | ▽その他<br>土曜日の執務時間は午前<br>八時三十分から午後零時<br>十五分まで |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------------------------------|

トツプは木戸石

共同募金成績

赤い羽根々共同募金運  
は去る十月一日より三十

日までの一カ月間を募金  
と定め各地で舌発な軍

が展開されているが、本

の運動も予想以上の成果  
おさめ去る七日に募金目

額一〇〇%（二三、九二）を完成した木三石部

をトップに二十日現在目

額を達成した部落十カ所  
なり運動期間中の月末に

町目標額を完成の見込と  
関係者を感奮させてい

|                                         |  |       |        |
|-----------------------------------------|--|-------|--------|
| <p>二十日現在町の共同募金にまとまつた実績は次のとおりとなつてゐる。</p> |  | 木戸石部落 | (一〇〇%) |
|                                         |  | 弥栄部落  | (一〇〇%) |
|                                         |  | 三木田部落 | (一〇〇%) |
|                                         |  | 摩当部落  | (一〇〇%) |
|                                         |  | 上杉部落  | (一〇〇%) |
|                                         |  | 道城部落  | (一〇〇%) |
|                                         |  | 美栄部落  | (一〇〇%) |
|                                         |  | 川井部落  | (一〇〇%) |
|                                         |  | 金沢部落  | (一〇〇%) |
|                                         |  | 増沢部落  | (一〇〇%) |

